

(様式4)

平成30年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等文化施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人 藤崎町文化協会
指定期間	平成28年 4月 1日～令和 3年 3月31日(3年目)
施設所管課	生涯学習課

1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	平成8年1月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	<p>①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片づけ含む)</p> <p>○ホール:7,000円 ○楽屋1:200円 ○楽屋2:200円 ○会議室:610円 ○実習創作室:820円 ○多目的ホール ふじの間:1,020円 ○多目的ホール 王林の間:610円 ○多目的ホール つがるの間:610円 ○研修室:400円 ○和室 桜の間:200円 ○和室 桐の間:400円 ○和室 楓の間:400円</p> <p>(注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途かかる。</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額:500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額:500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額:1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額:2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額:3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始(12月29日から翌年1月3日まで) (3) 前項(1)が国民の祝日にあたる時は、その日後においてその日にもっとも近い休日でない日
開館時間	午前9時から午後10時まで

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

設置年月	平成11年3月	根拠条例等	ふれあいずーむ館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	<p>「ふれあいずーむ館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。</p> <p>「藤崎町図書館大夢」 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。</p>		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	<p>①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む) ※1時間単位(準備・片づけ含む)</p> <p>○ふれあいひろば 水仙の間:1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間:1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間:1,040円 ○展示ホール:1,050円 ○集会室:620円 ○視聴覚室:620円 ○研修室 紫陽花の間:200円 ○研修室 向日葵の間:200円 ○調理室:290円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額:500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額:500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額:1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額:2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額:3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1) 入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2) 入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。 (3) 使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始(12月29日から翌年1月3日まで) (3) 館内整理日(毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等) (4) 前項(1)が国民の祝日にあたる時は、その日の後においてその日にもっとも近い休日でない日		
開館時間	ふれあいずーむ館:午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢:午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成8年11月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）</p> <p>○展示室  午前9:00～12:00：4,800円  午後12:00～16:30：6,400円  全日9:00～16:30：11,200円  16:30以降1時間につき：1,500円</p> <p>○廊下（展示ギャラリー）  午前9:00～12:00：1,200円  午後12:00～16:30：1,600円  全日9:00～16:30：2,800円  16:30以降1時間につき：400円</p> <p>②入場料割増使用料（各室使用料×割増）  ○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割  ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割  ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割  ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割  ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注)  (1) 入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。  (2) 入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項（1）が国民の祝日にあたる時は、その日の後においてその日にもっとも近い休日でない日		
開館時間	午前9時から午後4時まで		

## 2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の収受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

### 3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

#### (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	1,586	630	3,566	3,901	2,826	1,209	3,741	5,317	3,570	3,330	1,825	3,047	34,548
平成29年度(B)	0	0	0	0	0	0	839	8,150	3,092	2,305	2,397	2,447	19,230
(A)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	445.9%	65.2%	115.5%	144.5%	76.1%	124.5%	179.7%
増減要因等	平成28年11月末～平成29年9月末まで貸館中止(文化センター整備工事)												

#### (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	155	65	311	59	113	459	520	270	534	580	102	282	3,450
平成29年度(B)	0	0	0	0	4	57	155	411	314	124	78	255	1,398
(A)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2825.0%	805.3%	335.5%	65.7%	170.1%	467.7%	130.8%	110.6%	246.8%
増減要因等	平成28年11月末～平成29年9月末まで貸館中止(文化センター整備工事)												

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

#### (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	2,535	1,858	2,653	2,548	2,697	2,549	2,370	1,973	2,217	4,758	2,383	2,997	31,538
平成29年度(B)	3,326	2,329	3,333	4,334	3,336	4,612	7,253	2,056	1,881	3,759	3,002	2,723	41,944
(A)/(B)	76.2%	79.8%	79.6%	58.8%	80.8%	55.3%	32.7%	96.0%	117.9%	126.6%	79.4%	110.1%	75.2%
増減要因等													

#### (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	163	48	23	24	85	136	84	46	67	122	75	108	981
平成29年度(B)	121	118	375	165	129	179	239	143	80	69	157	94	1,869
(A)/(B)	134.7%	40.7%	6.1%	14.5%	65.9%	76.0%	35.1%	32.2%	83.8%	176.8%	47.8%	114.9%	52.5%
増減要因等													

(常盤ふるさと資料館あすか)

#### (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	34	777	179	329	529	965	504	760	169	56	45	905	5,252
平成29年度(B)	54	323	303	2,607	672	1,176	596	917	532	292	390	168	8,030
(A)/(B)	63.0%	240.6%	59.1%	12.6%	78.7%	82.1%	84.6%	82.9%	31.8%	19.2%	11.5%	538.7%	65.4%
増減要因等													

#### (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	0	0	52	0	0	0	0	0	11	0	75	0	138
平成29年度(B)	0	0	0	0	0	0	12	0	11	0	0	0	23
(A)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	600.0%
増減要因等													

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)		1 指定管理料のみ	
	○	2 指定管理料+利用料金収入	
		3 利用料金収入のみ	
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	28,248	維持管理費	173
補助金	40,845		
利用料金	4,582	事業費	76,668
その他	4,241	その他	
合計 (①)	77,916	合計 (②)	76,841
		収支差額(①-②)	1,075

5 利用者満足度状況(アンケート調査)

質問の内容	回答

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	適正である。引き続き利用者のアンケートを参考にサービスの維持・向上に努めてほしい。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	適正である。魅力ある事業内容を今後も継続して取り組んでほしい。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	適正である。今後も継続して行ってほしい。
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	適正である。今後も継続して行ってほしい。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	適正である。今後も継続して行ってほしい。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	適正である。引き続き成果達成のための努力を継続して行ってほしい。
7. 個人情報の保護	A	A	適正に管理されている。
全体評価	B	B	

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている  
 C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

B (良) : 適正である  
 D (否) : 改善や更なる取組が必要